

◆ 利用料(保育料)が**無償化**されています
 ◆ 給食費等は引き続き**保護者負担**です



※3歳児クラス以上は、3歳児クラスとなった年以降の保育料決定通知は行いません。

ただし、認定こども園は、各園で通知有無や通知時期が異なる場合があります。

- ◆ 3～5歳児クラスのお子さんの利用料(保育料)が無償化
 - ◆ 0～2歳児クラスの市民税非課税世帯のお子さんの利用料(保育料)が無償化
- 】 手続きの必要はありません。
- ・ 延長保育料、給食費(主食費、副食費)、行事費などはこれまでどおり**保護者負担**となります。(無償化対象外)
 - ・ 通園されているお子さんの、病児保育やファミリー・サポート・センターの利用料は、無償化対象外です。

給食費



3～5歳児クラスのお子さんは主食費(ごはんなど)と副食費(おかず・おやつ代など)は無償化対象外のため、園にお支払いをお願いします。(金額や支払方法は各園にお問い合わせください。)

※主食はお米やご飯を持参の園もあります。

3～5歳児クラス	給食費
主食費	園に直接お支払い or 主食持参
副食費	園に直接お支払い

副食費について



所得や世帯状況によっては、副食費が免除となる場合があります。副食費免除の有無については、副食費の支払い有無を記載した「**副食費のお知らせ**」を送付します。

副食費の支払い有無は、保育料と同様にお子さんの扶養義務者のうち、原則、同一生計の父母の市民税額の合算額によって決定します。免除対象者の詳細については、次の「副食費の免除対象者」の表をご覧ください。

副食費の免除対象者



重要 副食費の第1子の数え方

- ★ 市民税所得割額57,700円未満の世帯
今までどおり**同一世帯内**で最年長のお子さんを第1子と数えます。
- ★ 市民税所得割額57,700円以上の世帯
保育園(所)・認定こども園(保育利用)等を**同時に利用する**最年長のお子さんを第1子と数えます。

保育料の階層区分		3歳児クラス以上のお子さん			
		第1子	第2子	第3子	
1	生活保護世帯	免除	免除	免除	
2	市民税非課税世帯	免除	免除		
3	市民税均等割のみ課税世帯	免除	免除		
4～7	市民税所得割課税世帯	所得割合算額 54,000円未満	免除	免除	副食費を園にお支払いください。 (ただし保育園(所)・認定こども園等を同時に利用している第3子以降は免除)
		57,700円未満	免除	免除	
8	市民税所得割課税世帯	57,700円以上61,000円未満	副食費を園にお支払いください		
		うちひとり親世帯等	免除	免除	
9～10	市民税所得割課税世帯	61,000円以上77,101円未満	副食費を園にお支払いください		
		うちひとり親世帯等	免除	免除	
11～18	市民税所得割課税世帯	77,101円以上97,000円未満	副食費を園にお支払いください		
		97,000円以上	副食費を園にお支払いください		

◆ 利用料(保育料)が**無償化**されています

◆ 給食費等は引き続き**保護者負担**です



利用料(保育料)

※3歳児クラス以上の保育料決定通知は、各園で通知有無や通知時期が異なる場合があります。

- ◆ 3~5歳児クラスのお子さんの利用料(保育料)が無償化 ※手続きは不要。(私学助成幼稚園は手続きが必要)
- 認定こども園(教育利用)の利用料(保育料)については、満3歳のお子さんから無償化の対象です。
- 通園送迎費、給食費(主食費、副食費)、行事費などはこれまでどおり**保護者負担**です。(無償化対象外)

預かり保育について

※「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。(施設等利用給付認定)

預かり保育を利用するお子さんで、保育の必要性があると認定されたお子さんについては、無償化の対象として利用することができます。

- ◆ 3~5歳のお子さんの利用料が、月額11,300円まで無償化。(日額上限は450円)
- 無償化として利用する場合は、就労など保育の必要性の認定を受ける必要があります。認定事由に該当する場合は、事前に「施設等利用給付認定申請書」をこども保育課に提出してください。
- 満3歳は、市民税非課税世帯のお子さんのみ対象となり、月額16,300円までが無償化。(日額上限は450円)
- 通園送迎費、給食費(主食費、副食費)、行事費などは無償化の対象外となり、これまでどおり**保護者負担**です。

給食費

※お弁当の園もあります。



主食費(ごはんなど)と副食費(おかず・おやつ代など)は、無償化対象外のため、これまでどおり園にお支払ください。

副食費について



所得や世帯状況によっては、副食費が免除となる場合があります。副食費免除の有無については、副食費の支払い有無を記載した「**副食費のお知らせ**」を送付します。

副食費の支払い有無は、保育料と同様にお子さんの扶養義務者のうち、原則、同一生計の父母の市民税額の合算額によって決定します。免除対象者の詳細については、次の「**副食費の免除対象者**」の表をご覧ください。

副食費の免除対象者



重要

第1子の数え方

★市民税所得割額77,100円以下の世帯
同一世帯内で最年長のお子さんを第1子と数えます。

★市民税所得割額77,101円以上の世帯
小学校3年生以下のお子さんで最年長のお子さんを第1子と数えます。

保育料の階層区分		3歳児クラス以上のお子さん		
		第1子	第2子	第3子
1	生活保護世帯	免除	免除	免除
2	市民税非課税世帯	免除	免除	
3	市民税均等割のみ課税世帯	免除	免除	
4~6	市民税所得割課税世帯	所得割合算額 77,100円以下	免除	免除
7~10		77,101円以上	副食費を園にお支払ください	
				副食費を園にお支払ください。 (ただし小学校3年生以下のお子さんの中で第3子以降は免除)